

○雲南市人材確保支援事業補助金交付要綱

令和6年3月22日

告示第288号

(趣旨)

第1条 この告示は、人材不足に悩む市内に事業所を有する事業者の採用活動を支援し、人材不足解消を図ることを目的として、市の交付する雲南市人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、雲南市補助金等交付規則（平成16年雲南市規則第44号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の補助対象となる事業者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 雲南市税の滞納がない者

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 有料職業紹介事業者、新卒採用代行事業者及び外国人技能実習監理団体等が提供する人材紹介サービス等の利用に関する経費
- (2) 人材確保にかかるパンフレット及びチラシ等の印刷費又はPR動画作成費、その他人材募集広告費
- (3) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度として予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助対象者につき、1年度当たり1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、雲南市人材確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 人材確保事業の概要を示す書類
- (2) 補助対象経費の内訳を示す書類
- (3) 事業所、事務所等の所在地が確認できる書類（謄本、確定申告書など）
- (4) 市税の完納証明書（申請日前1箇月以内に交付された原本）

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、雲南市人材確保支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、雲南市人材確保支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する補助金の額の変更をするとき。

(2) 補助事業の内容を変更し、又は中止するとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、これを承認したときは、雲南市人材確保支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、雲南市人材確保支援事業補助金実績報告書（様式第5号）のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 人材確保事業の実績を示す書類

(2) 補助対象経費に係る請求明細が分かる書類

(3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、雲南市人材確保支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(交付金の請求)

第10条 補助金は、前条の規定による交付額の確定後において交付するものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、雲南市人材確保支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び確定の取消し等)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が交付決定及び確定を取り消す必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定及び確定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第13条 補助対象者は、補助金の対象となった経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、交付決定及び確定日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示に基づき既に交付された交付申請に係る補助金の交付に関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。